

西郷地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、西郷地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、西郷みらい館内に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、掛川市自治基本条例の理念（生涯学習・報徳の精神）及び基本原則（情報共有・参画・協働）に基づき、地区内住民や地区内でまちづくりを行う団体等が、連携、協力して、地域課題の解決を図る等により、今よりさらに住みよい地域にすることを目的とする。

(区域)

第4条 協議会の区域は、西郷地区の範囲とする。

(構成組織)

第5条 協議会は、西郷地区内に住所を有する住民及び活動する団体及び所在する学校・企業等をもつて構成する（以下「構成員」という）。

(事業)

第6条 協議会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区内全体で実施することが望ましい事業及び地域課題解決を図る事業の企画、地区内調整、実施等に関すること。
- (2) 実施事業の検証及び改善に関すること。
- (3) 地区まちづくり計画の策定及び推進に関すること。
- (4) まちづくりの担い手となる人材の育成に関すること。
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要な事業に関すること。

(会議)

第7条 協議会には次の会議をおく。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 三役会
- (4) 専門部会
- (5) その他事業に必要な会議

(役員)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 理事 18人以内
- (4) 事務局長 1人
- (5) 監事 2人

(役員の選任)

第9条 会長は、総会により選任する。

2. 副会長は、区長会、地区福祉協議会推薦者がこれを務める。
3. 理事は、区長、各専門部部長、福祉協議会副会長、企画委員長並びに会長推薦者がこれを務める。
4. 事務局長は、理事会が選任する。
5. 監事は、第8条第1号から第4号の役員以外の構成員から総会において選任する。

(役員の職務)

第10条 協議会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、協議会の運営に参画し、会務の執行にあたる。
- (4) 事務局長は、協議会の運営及び活動に伴う事務を統括する。
- (5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、欠員により再任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第12条 協議会は、必要に応じて、総会の承認を得て、顧問及び相談役を置くことができる。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、別表1の役職者をもって構成する。

(代議員の選出)

第15条 代議員は、別表2の比率により各から選出する委員と地区内団体代表者による委員とする。

2 前項の地区内団体は理事会で推薦する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 代議員の2分の1以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の14日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 会長は、前条第2項第2号による請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の定足数)

第18条 総会は代議員の3分の2以上の出席（委任状含む）をもって成立する。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画、予算、決算に関すること。
- (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (3) 役員の承認に関すること。
- (4) 地区まちづくり計画に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の書面表決)

第22条 やむを得ない理由のため、総会が開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決できる。

(理事会の構成)

第23条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

(理事会の招集と議長)

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、議事を整理する。

(理事会の審議事項)

第25条 理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項のうち総会を招集する期間的余裕がなく特に緊急を要する事項
- (4) 事業の企画推進に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

2. 協働団体（別表3）は必要があるときは理事会に出席して意見を述べることができる。

(三役会の構成)

第26条 三役会は、会長、副会長、事務局長をもって構成する。

(三役会の招集と議長)

第27条 三役会は、会長が招集する。

2 会長は、三役会の議長となり、議事を整理する

(三役会の審議事項)

第28条 三役会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 当会の事業運営の骨子に関する事項

(専門部会)

第29条 第7条第4項の専門部は地域振興部、スポーツ交流部、文化広報部とする。

2. 各部の部長・副部長は、理事会で指名する。
3. 部会は、各区選出委員及び一般推進委員により構成する。
4. その他部会に関し必要な事項は、会長が理事会に諮って別に定める。

(経費)

第30条 協議会の経費は、市交付金、地区負担金及びその他の収入をもって充てる。

(報償費)

第31条 役員報償費は、別途定める役員報償費規程により支給する。

2. 前項の規程の改廃は、総会において決定する。

(会計年度)

第32条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計帳簿の整備)

第33条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2. 協議会は、構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第34条 監事は、会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

1. この規約は、平成27年12月12日から施行する。
2. この規約の改正は、平成28年5月25日から施行する。
3. この規約の改正は、平成30年5月25日から施行する。
4. この規約の改正は、平成31年4月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
5. この規約の改正は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 1

会議名	役職名	選出母体	人数	氏 名	備 考
総 事 会	会長	・総会において選任	1人		規約第9条第1項により選出
	副会長	・区長会推薦者 ・地区福祉協議会推薦者	2人		規約第9条第2項により選出
	事務局長	・理事会が選任	1人		規約第9条第4項により選出
	理事	・区長 ・専門部部長 ・福祉協議会副会長、企画委員長 ・会長推薦者	18人以内		規約第9条第3項により選出
	代議員	各区平等割 各区世帯割 地区内団体	20人 41人 10人以内		規約第15条により選出 (別表2)
	監事	・総会において選任	2人		規約第9条第5項により選出

別表 2

各区代議員選出比率

区 名	平等割	世帯数割	計
小 市 区	2	9	1 1
方 の 橋 区	2	9	1 1
花 屋 敷 区	2	3	5
構 江 区	2	6	8
石 畑 区	2	2	4
石 ケ 谷 区	2	2	4
美 人 ケ 谷 区	2	3	5
滝 の 谷 区	2	2	4
長 間 区	2	2	4
五 明 区	2	3	5
計	2 0	4 1	6 1

地区内団体代議委員

団 体 名	団 体 名
民生・児童委員会	保健活動推進委員会
シニアクラブ三笠	西郷小PTA
農村風景を守る会	女性学級
西郷祭青年	ぶらんこサークル
グラウンドゴルフ連絡会	消防団西郷分団

別表 3

協働団体一覧

I. 地区内団体	
消防団西郷分団	掛川市民間交通指導委員
WAKUWAKU 西郷	地域補導委員
スポーツ少年団後援会	消費生活推進委員
三笠幼・北中 PTA	上西郷財産区
西郷小学童の会	農業委員
獣友会西郷支部	
II. 園・学校・企業	
三笠幼稚園	北中学校
西郷小学校	掛川市農協西郷支所